

【市町における保健指導実施体制】

1 目的及び内容

生活習慣病重症化予防のため、生活習慣病軽症患者及び有リスク者に対して、医療機関からの依頼に基づき市町健康づくり担当課において保健指導を実施するもの。

2 保健指導の対象

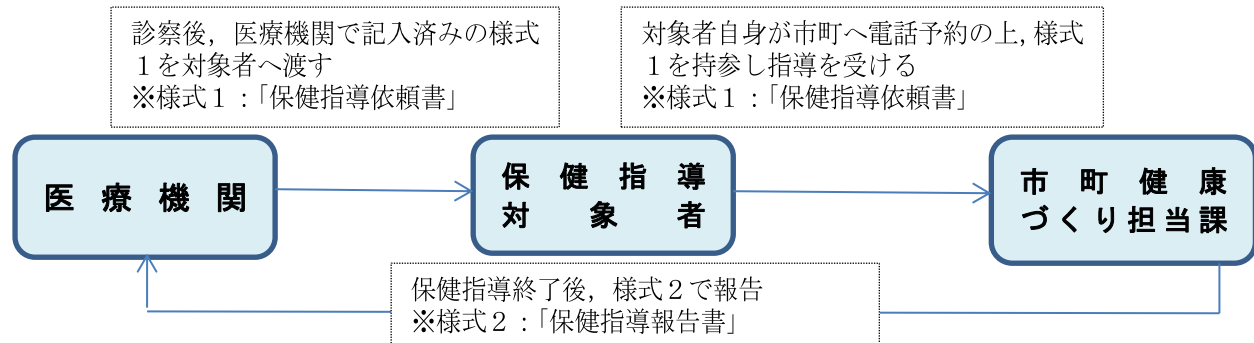
- ・軽度の生活習慣病又は生活習慣病のリスクがあるため、保健指導を必要とする場合
- ・基本的な保健指導が効果的と考えられ、患者自身も居住市町健康づくり担当課で指導を受けることを希望する場合

※合併症があり専門医に紹介が必要な方は、原則として対象外。(ただし、主治医及び市町双方が保健指導の実施に了解した場合には、対象とすることができる。)

3 保健指導実施体制の流れ

事前予約による対応（予約方法は市町による）

- ① 医療機関において、「2 保健指導の対象」と判断された方に対して、記入済みの【様式 1 「保健指導依頼書」】を渡し、保健指導対象者自身が市町窓口で電話予約するよう説明する。
- ② 保健指導対象者自身が市町窓口で電話予約の上、【様式 1 「保健指導依頼書」】を持参し、保健指導を受ける。



- ③ 市町健康づくり担当課で保健指導後、【様式 2 「保健指導報告書」】を医療機関へ郵送する。
(※又は本人に渡し、次回通院時に依頼元の医療機関へ持参するよう伝える)